

労働基準関係法令違反に係る公表事案

奈良労働局

最終更新日：令和7年4月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
山口地質調査工業	奈良県大和高田市	R6.6.13	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	ボーリングマシンの運転作業を行わせるにあたり、回転軸に覆い、囲い、スリーブ等を設けなかったもの	R6.6.13送検
葛城金属工業（株）	奈良県葛城市	R6.8.9	労働安全衛生法第61条 労働安全衛生法施行令第20条	フォークリフトの無資格運転を行わせたこと	R6.8.9送検
吉森ホイル（株）	奈良県五條市	R6.10.25	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第101条	紙の断裁機から排出される不良品の回収作業を行わせるにあたり、ローラー及びベルトに覆い等を設けなかったもの	R6.10.25送検
はやて警備保障	奈良県御所市	R6.11.7	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上 の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかったもの	R6.11.7送検
高岡歯科医院	奈良県橿原市	R6.11.25	最低賃金法第4条 労働基準法第15条	労働者1名に1か月分の定期賃金を支払わず、労働条件の書面明示も行わなかったもの	R6.11.25送検
山本電気商会	奈良県天理市	R7.2.6	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第518条	高さ3.91メートルの脚立上で、墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R7.2.6送検
スキヤードロン（株）	奈良県橿原市	R7.2.17	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R7.2.17送検
五條運輸（株）	奈良県奈良市	R7.2.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の6	フォークリフトの運行経路に必要な幅員を保持する等、労働者の転落防止措置を講じていなかったもの	R7.2.18送検
（株）鶴田商店	奈良県磯城郡田原本町	R7.2.19	労働安全衛生法第61条 安全衛生法施行令第20条	無資格の労働者にフォークリフトの運転の業務を行わせたこと	R7.2.19送検
（学）東大寺学園	奈良県奈良市	R7.3.17	労働基準法第37条	教員36名に対して1か月分の時間外・休日労働に対する割増賃金の一部を所定支払日に支払わなかったこと	R7.3.17送検